研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 6 年 4 月 3 0 日現在

機関番号: 32621

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2019~2023 課題番号: 19K01377

研究課題名(和文)「債権者等の組分け」からみた事業再建手続の基本的課題の再検討

研究課題名(英文)Research on Basic Issues of Business Reorganization Proceedings from the Viewpoint of Creditors' Classification

研究代表者

田頭 章一(TAGASHIRA, Shoichi)

上智大学・法学部・教授

研究者番号:80216803

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2.100.000円

研究成果の概要(和文):事業再生手続(以下では、「再建」でなく、「再生」の語を用いる)における債権者等(主として債権者)の組分けの意味を探究し、その今後の可能性について検討した。当初は、現行法における「決議のための組分け」を中心に比較法的検討を行ったが、後にそれ以外の視点からの組分けの意義の探究に興 味を持つに至った。

最終的には、外国の法制度や実務の検討結果を参考にして、債権者の組分けは、債権者集会の決議の場面だけではなく、交渉のための単位として意義を有することを明らかにし、特にIT化時代におけるわが国の事業再生手続の復権のためには、そのような組分けのあり方を議論していくべきであると論じた。

研究成果の学術的意義や社会的意義 コロナ禍に影響されて、外国での共同研究や現地調査の中止を余儀なくされ、比較法的な考察は、文献等による ものに限定された。しかし、本研究により、事業再生手続に関する従来の「常識」、すなわち、 組分けの問題 は決議の場面でのみ問題になる、したがって 組分けは民事再生手続ではほとんど問題にならないという説明に 根本的な反省を迫ることができた。また、実体法上同質の債権の中には実質的利益を異にするいくつかのグルー プが存在する中で、各グループ固有の利益を専門家が合理的な枠組みで主張できるよう制度整備を進めること は、裁判所における法的再生手続の「復権」にもつながるものと考えている。

研究成果の概要(英文): In the context of business rehabilitation proceedings, I explored the significance of creditor classification and considered its potential implications. Initially, I examined the concept of "classification of creditors for resolution in creditors meetings" under the existing law from a comparative legal perspective. However, later on, my interest shifted to exploring the meaning of creditor classifications from other viewpoints. Finally, based on insights from foreign legal systems and practical considerations, I argued that we should consider scenarios beyond creditor meetings and explore how creditors classifications can facilitate negotiations in business rehabilitation process. By doing so, we can enhance the effectiveness of in-court business rehabilitation procedures in Japan in the era of digitalization.

研究分野: 民事法、倒産法

キーワード: 事業再生 債権者組分け

1.研究開始当初の背景

- (1)事業再生手続における債権者その他の権利者(以下「債権者等」という)の組分けは、再生計画案(更生計画案を含む)の決議の場面で議論されることが多く、簡易・迅速性を優先させる民事再生手続では、「組分け」の余地は小さいと考えられてきた。しかし、「債権者等の組分け」は、本当に、再生計画案の単なる決議方法に関わる問題にとどまるのであろうか。そうではなく、「組分け」の問題は、あらゆる事業再生手続(私的整理も含む)の実体的・手続的諸問題に影響を与える、大きな広がりをもつ論点なのではないか。
- (2) そのような観点から、債権者を中心とする利害関係人の組分けの意義を幅広く捉えて、外国の制度や実務を参考にしつつ、その意義の広がりを確認し、「債権者等の組分け」の問題に新たな光を当てることが、本研究課題の背景となった問題意識であった。

2.研究の目的

- (1)本研究の基本的目的は、債権者等の組分けの問題を幅広く研究することによって、事業再生手続における「債権者等の組分け」の多様な意義を明らかにすることにあった。上記のように、再生計画案の決議の場面における組分けのあり方だけでなく、債権者等の手続への積極的参加の手段となるなど、多様な機能の探究を研究課題として設定した。
- (2)「債権者等の組分け」は、一般に、手続を「重くする」として「迅速な事業再生」を実現するためには、むしろ回避すべきものと考えられることが多かった。したがって、まず「組分け」の積極的意義を発見することを目標とした。そして、「組分け」の積極的意義を探究することにより、異なった権利者間の活発な交渉によって利害関係人の利益の調整と事業再生の双方を達成しようとする、事業再生手続(とくに法的整理手続)の基本的機能との関係においても何らかの視点を得ることを研究の最終的目的とした。

3.研究の方法

- (1)研究方法としては、第1段階として、内外の文献・判例の検討とその分析により、「債権者等の組分け」という問題の「広がり」を明らかにすることとした。わが国における議論が低調と言わざるをえないことから、アメリカ法、EU 法を中心とする検討を行った。また、上記作業と並行して、わが国の事業再生手続における、債権者等の組分けと密接に関連する論点の洗い出し、そして個別論点の分析作業を行った。「組分け」は、債権者等一定の範囲において、利害関係を異にするグループがあることを前提とするから、従来から特別の性格を持つ債権者グループとして理解されてきた社債権者、また実務上早期包括弁済が行われる商取引債権者などの手続上の地位について、検討を行った。
- (2)次の研究の段階は、先行する研究の成果を踏まえて、より根本的な事業再生手続の理念・基本構想に立ち返って検討を加えた。そこでは、従来、「組分け」の議論の中心であった再生計画の決議の場面に限らない研究対象の拡張と、それらに対する考察の深化を心がけた。
- (3)研究方法に関しては、当初は、外国制度の現地調査により、債権者等がどのような目的で組分けを求め、いかなる方法で当該グループの利益を実現しようとするのかを検証することも、予定していた。しかし、結局は、コロナ禍の影響で海外調査が困難となったため、文献調査による研究を中心とせざるを得なくなった。

4. 研究成果

(1)上記3(1)に対応する研究成果としては、関係権利者(倒産債務者に対して何らかの権利を有する者)の分類の意義について、その「組分け」は、法律(とくに会社更生法)上は債権者(関係人)集会における決議方法に関する分類の問題であるものの、それ以外にも多様な「分類」(または「枠付け」)の役割があることを確認した。また、関係者の「分類」に際しては、実体的分類(実体的優先順位等に従った分類)と手続的分類(手続における交渉等の単位としての地位の分類)に分けて検討するのが適当であり、わが国では、上記のうち手続的分類についての意識的検討が不十分であったとの視点を得た。

具体的な研究成果としては、まず、特別な債権者グループであることが明らかな社債権者の管理のあり方に関して、令和元年改正会社法が見直しを行ったことを材料にして、社債という債権者集団の取り扱いについて検討した。また、商取引債権者に対する早期包括弁済の許可の要件等を題材に、組分けの意義を踏まえながら、本来は、各債権の性格に基づいてその弁済の可否が判断されるべきところ、「組分け」に基づいて一括してなされている現在の早期包括弁済について批判的に検討し、そのような実務的必要性が正当なものといえるのであれば、最終的には立法により対応方法を明定すべきことを論じた。

(2)上記3(2)に対応する研究成果としては、「債権者の組分け」という視点から、「組分け」が、事業再生手続における各債権者集団の利害の相違を事業再生プロセスに反映させる機能を有する点に着目した考察を行った。多様な債権者グループを手続に取り込んでその利害を専門家に主張させるという考え方は、もともと性格を異にする権利者を手続対象とする会社更生手

続だけでなく、手続簡略化のために手続の効力範囲をあえて一般債権者に限定したといわれる 民事再生手続でも制度的・解釈的考察の基本的視点になると考えた。

そのような観点から、文献調査を中心に外国の法制度や実務の状況を検討し、改めて、債権者の組分けは、債権者集会の決議の場面だけではなく、交渉のための単位としての意義を有することを確認した。具体的には、わが国の現行制度の下で債権者の集団的利益を主張する役割を担う債権者委員会や代理委員が十分かつ適切な役割を果たしているか、という問題設定に基づいてそれらの手続機関の問題点を分析し、立法的な見直しの必要性にも踏み込んだ検討を行った。また、裁判所における事業再生手続においてもIT化時代が訪れようとしていることとの関係では、IT技術を通じて、債権者の組分けに基づく交渉単位の形成およびその利益代表者の手続参加を促すことが、わが国における事業再生手続の目指すべき一つの方向となりうることを指摘した。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件(うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件)	
1 . 著者名	4 . 巻
田頭章一	65
2. 論文標題	5.発行年
事業再建型倒産手続における関係権利者の「組分け」に関する覚書ー商取引債権者に対する早期包括弁済の許容性に関する場所である。	2021年
の許容性に関する問題等を検討材料として	て 見知に見後の百
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
上智法学論集	1 ,24
掲載論文のDOI(デジタルオプジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスとしている(また、その予定である)	-
1.著者名	4 . 巻
田頭章一	_
2、 於六種語	了 张 仁左
2 . 論文標題 令和元年改正会社法における社債管理補助者の地位	5 . 発行年 2021年
マ州ル十以正云社広にのける社員自任補助台の地位	20214
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
1 判例秘書ジャーナル	- 以历已取及仍至
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスとしている(また、その予定である)	-
1.著者名	4 . 巻
1 . 看有有 田頭章一	4 . 色 67巻(未刊)
	2. 5 (Wis)
2.論文標題	5.発行年
- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	2024年
	·
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
上智法学論集	_
担 裁 今立の DOL / ごご クリナブご - クト 禁 リフト	大芸の左無
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス	 国際共著
オープンアクセスとしている(また、その予定である)	
3 7777 ENCOCKIO (&IC. CW1/CCW0)	I.
ANY A THE ACT OF THE A	

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

6 研究組織

U			
	氏名 (ローマ字氏名) <i>(研究者</i> 番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7.科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------